

議案第 8 1 号

山都町職員の育児休業等に関する条例及び山都町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

山都町職員の育児休業等に関する条例及び山都町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 7 年 9 月 4 日提出

山都町長 坂本 靖也

(提案理由)

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律及び人事院規則の一部改正に伴い、関係条例の一部を改正する必要があります。

これが、この議案を提出する理由です。

山都町職員の育児休業等に関する条例及び山都町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 年 月 日

山都町長

山都町条例第 号

山都町職員の育児休業等に関する条例及び山都町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

(山都町職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第1条 山都町職員の育児休業等に関する条例（平成17年山都町条例第37号）の一部を次のように改正する。

第20条第2号中「及び勤務日ごとの勤務時間」を削り、「占める職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。）を除く」を「占める職員を除く。次条において同じ」に改める。

第21条の見出し中「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条第1項中「部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、勤務時間条例第8条第1項に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりににおいて」を「育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第1号部分休業」という。）の承認は」に改め、同条第2項及び第3項中「部分休業」を「第1号部分休業」に改める。

第21条の次に次の4条を加える。

(第2号部分休業の承認)

第21条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場

合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

(1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき
当該勤務時間の時間数

(2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき
当該残時間数

(育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間)

第21条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間)

第21条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分

(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間

(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)

第21条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかつた事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更（以下「第3項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第22条第1項中「部分休業」を「育児休業法第19条第1項に規定する部分休業」に改める。

第 2 3 条を次のように改める。

(部分休業の承認の取消事由)

第 2 3 条 育児休業法第 1 9 条第 6 項において準用する育児休業法第 5 条第 2 項の条例で定める事由は、職員が第 3 項変更をしたときとする。

(山都町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第 2 条 山都町職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 1 7 年山都町条例第 3 6 号）の一部を次のように改正する。

第 1 9 条を第 2 0 条とし、第 1 6 条から第 1 8 条までを 1 条ずつ繰り下げ、第 1 5 条の 4 の次に次の 1 条を加える。

(妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等)

第 1 6 条 任命権者は、山都町職員の育児休業等に関する条例（平成 1 7 年山都町条例第 3 7 号）第 2 4 条第 1 項の措置を講ずるに当たっては、同条の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

(2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置

(3) 山都町職員の育児休業等に関する条例第 2 4 条の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、3 歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、規則で定める期間内に次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号にお

いて「育児期両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるための措置

(2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置

(3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は令和7年7月1日、第4項の規定は公布の日から施行する。

(経過措置)

2 職員は、令和7年7月1日前においても、この条例による改正後の山都町職員の育児休業等に関する条例第21条の2から第21条の5までの規定の例により、第21条の2各号のいずれかの範囲内で部分休業の請求をするかの申出をし、その範囲内で同日以後における部分休業の請求をすることができる。この場合において、当該請求は、同日において同条の規定による請求とみなす。

3 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間における部分休業の承認の請求をする場合におけるこの条例による改正後の山都町職員の育児休業等に関する条例第21条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。

4 任命権者は、この条例の公布の日前においても、この条例による改正後の

山都町職員の勤務時間、休暇等に関する条例第16条第2項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。

山都町職員の育児休業等に関する条例(平成17年条例第37号)新旧対照表

現行	改正後（案）
(部分休業をすることができない職員) 第20条 育児休業法第19条第1項の条例に定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) (略) (2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。))を除く。) (部分休業____の承認) 第21条 部分休業(育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。)の承認は、勤務時間条例第8条第1項に規定する正規の勤務時間(非常勤職員(定年前再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。))にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。 2 勤務時間条例に基づく規則で定める特別休暇で、職員が生後満1年に達しない子を育てる場合におけるもの(以下「育児時間」という。)又は勤務時間条例第15条の2第2項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員(非常勤職員を除く。)に対する部分休業____の承認については、1日につき2時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。	(部分休業をすることができない職員) 第20条 育児休業法第19条第1項の条例に定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) (略) (2) 勤務日の日数_____を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。次条において同じ_____。) (第1号部分休業の承認) 第21条 育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業(以下「第1号部分休業」という。)の承認は_____ _____ _____ _____, 30分を単位として行うものとする。 2 勤務時間条例に基づく規則で定める特別休暇で、職員が生後満1年に達しない子を育てる場合におけるもの(以下「育児時間」という。)又は勤務時間条例第15条の2第2項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員(非常勤職員を除く。)に対する第1号部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

3 非常勤職員に対する部分休業_____の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で(当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第61条の2第20項の規定による介護をするための時間(以下「介護をするための時間」という。))の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

3 非常勤職員に対する第1号部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で(当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項の規定による介護をするための時間(以下「介護をするための時間」という。))の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

(第2号部分休業の承認)

第21条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業(以下「第2号部分休業」という。))の承認は、1時間を単位として行うものとする。

ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

(1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数

(2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数

(育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間)

第21条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(部分休業をしている職員の給与の取扱い)

第22条 職員(会計年度任用職員を除く。)が部分休業
_____の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第5条の
規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第21条に規定
する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。

2 (略)

(部分休業の承認の取消事由)

第23条 第13条の規定は、部分休業について準用する。

(育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準とし
て条例で定める時間)

第21条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を
基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、
当該各号に定める時間とする。

(1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分

(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に1
0を乗じて得た時間

(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)

第21条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶
者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他
の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかった事実
が生じたことにより同条第3項の規定による変更(以下「第3項変更」と
いう。)をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子
の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

(部分休業をしている職員の給与の取扱い)

第22条 職員(会計年度任用職員を除く。)が育児休業法第19条第1項に規
定する部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第5条の
規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第21条に規
定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。

2 (略)

(部分休業の承認の取消事由)

第23条 育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2
項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。

山都町職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成17年条例第36号)新旧対照表

現行	改正後（案）
第15条の4 （略）	第15条の4 （略） <u>（妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等）</u> <u>第16条 任命権者は、山都町職員の育児休業等に関する条例(平成17年山都町条例第37号)第24条第1項の措置を講ずるに当たっては、同条の規定による申出をした職員(以下この項において「申出職員」という。)に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。</u> <u>(1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置(次号において「出生時両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるための措置</u> <u>(2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置</u> <u>(3) 山都町職員の育児休業等に関する条例第24条の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置</u> <u>2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員(以下この項において「対象職員」という。)に対して、規則で定める期間内に次に掲げる措置を講じなければならない。</u> <u>(1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置(次号において「育児期両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるための措置</u>

(組合休暇) <u>第16条</u> (略) (病気休暇、特別休暇、介護休暇、介護時間及び組合休暇の承認) <u>第17条</u> (略) (会計年度任用職員の勤務時間、休暇等) <u>第18条</u> (略) (委任) <u>第19条</u> (略)	<u>(2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置</u> <u>(3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置</u> 3 <u>任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。</u> (組合休暇) <u>第17条</u> (略) (病気休暇、特別休暇、介護休暇、介護時間及び組合休暇の承認) <u>第18条</u> (略) (会計年度任用職員の勤務時間、休暇等) <u>第19条</u> (略) (委任) <u>第20条</u> (略)
--	---

第1条

資料

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正

地方公務員の育児を支援し、仕事と家庭の両立をより容易にするための
部分休業制度の拡充等の一部改正

施行日：令和7年10月1日

育児時間の多様化（部分休業の取得パターンの多様化）に係る関係規定の措置

部分休業の取得パターンの多様化に関する条例整備

- 1日につき2時間を超えない範囲内
→ 「第1号部分休業」
- 1年につき人事院規則で定める時間を超えない範囲内
→ 「第2号部分休業」
※非常勤職員以外の職員 … 77時間30分
非常勤職員 … 当該非常勤職員の勤務時間数に10を乗じて得た時間



山都町職員の育児休業等に関する条例の一部改正

（主なもの）

- 第21条（改正） 部分休業 → 第1号部分休業
- 第21条の2（新設） 第2号部分休業の承認、単位：1時間 等
- 第21条の3（新設） 毎年4/1~3/31とする単位期間
- 第21条の4（新設） 単位期間に請求できる第2号部分休業の上限
- 第21条の5（新設） 承認の失効等に係る事情

第2条

人事院規則10-11の一部改正

育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務並びに深夜勤務及び超過勤務の制限並びに意向確認一部改正

施行日：令和7年10月1日

仕事と育児の両立に関する個別の意向聴取、配慮に係る関係規定の措置

子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置

- 妊娠、出産等について申出をした職員に対する意向配慮等
- 3歳に満たない子を養育する職員に対する育児に係る両立支援制度に関する情報提供・意向確認等
- 意向を確認した事項の取扱いへの配慮

面談、書面交付、電子メール等を講じて措置

- ・ 両立支援制度等に関する情報提供
- ・ 両立支援制度等の利用に係る意向確認のための措置
- ・ 子の心身状況、家庭状況に起因する職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る意向確認のための措置



山都町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正

- 第16条（新設） 妊娠、出産等についての申出をした職員に対する意向確認等の措置